

福崎町福祉サービスのしおり広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町（以下「町」という。）が発行する福祉サービスのしおりに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 町の福祉サービスのしおりに掲載する広告の内容については、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動、意見広告、個人又は法人の名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張をするもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 当該広告の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格（以下「1枠」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ（固定） 縦 54 mm×横 95 mm
- (2) 提出形式 J P E G形式等のデータ、あるいは紙ベース（写真は不可）
- (3) ファイルサイズ 1メガバイト以内
- (4) 印刷の色 白地に黒字の単色刷り

2 広告を掲載する位置は、福祉サービスのしおりの最終ページ内で、掲載位置は町長が決定する。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として福祉サービスのしおりの発行日から次回の福祉のしおりの発行までとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき5,000円（税込み）とする。複数枠を希望する

場合は、5,000円（税込み）に希望枠数を乗じた金額とする。

（広告掲載の募集）

第6条 広告掲載の募集は、広報誌及びホームページ等により行うものとする。

- 2 町長は、広告掲載の募集にあたって、広告の掲載対象となり得る者及び事業者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、福崎町福祉サービスのしおり広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、町の広告掲載の募集期間内に町長に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条の申込書の提出を受理したときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、福崎町福祉サービスのしおり広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 広告掲載が適当と認める申込みが、第3条第2項の枠数を超えてあったときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。
 - （1） 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
 - （2） 公共的性格を有する事業所で、町内に事業所等を有するもの
 - （3） 前2号に掲げるもの以外の事業所で、町内に事業所等を有するもの
 - （4） 前3号に掲げる以外のもの
- 3 前2項の規定により決定される順位が同じ場合は、受付順により決定する。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに広告料を納付しなければならない。

- 2 広告掲載料は、一括前払いとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、原則、CD-Rなどの電子媒体若しくは電子メールにより提出するものとする。印刷が鮮明なものであれば、紙ベースでも可とする。

（広告掲載内容の変更）

第11条 広告掲載内容は、掲載決定時点のものとし、広告の掲載期間中に内容の変更が生

じても広告の差し替えはできない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、福祉サービスのしおりへの広告の印刷までに、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 広告主が掲載の取り下げを求めるとき
- (2) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (4) 広告主が前条に定める届出を怠ったとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき

2 町長は、前項の規定により広告を取消したときは、福崎町ホームページ広告掲載取消通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

3 町長は、広告媒体の編集、発行上支障があるときは、前1項の規定にかかわらず、広告の掲載を取消することができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 すでに納付を受けた広告料掲載は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、その全額又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月21日から施行する。